

2010年5月25日

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール

保険金等のお支払い状況に関するお知らせ

カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール（カーディフ損害保険会社：日本における代表 青木 淳）は、お客さまの弊社に対する理解をより一層深めていただくための取り組みとして、保険金等（注）の支払い状況についてお知らせすることとしております。

今回は、2009年度第4四半期（2010年1月～2010年3月）の保険金等のお支払い状況についてお知らせいたします。

弊社は、今後も保険金等の支払い状況についてわかりやすい情報開示を進めてまいります。

（注）「保険金等」には保険金以外に診断給付金を含みます。

1. 保険金等のお支払い状況

2010年1月～3月

	就業不能信用費用保険	傷害保険	失業信用費用保険
お支払い件数	145	26	58
お支払いできなかった件数	免責事由該当	0	9
	詐欺無効	0	0
	告知義務違反解除	4	0
	通知義務違反解除	0	0
	重大事由解除	0	0
	支払事由非該当	13	1
	その他	0	0
合計	17	1	12

※お支払い件数は全て完了払いの件数で、内払の件数は含みません。

2. お支払いをお断りした具体的事例

(1) 就業不能信用費用保険

例① 支払事由非該当

当保険では所定の条件を満たす就業不能状態（または入院）の期間中、ローンの返済日が到来した場合にお支払いの対象となりますが、返済日が到来する前に就業復帰（または退院）されたために保障対象外と判断し、お支払いをお断り致しました。

例② 告知義務違反解除

保険金のご請求をいただきましたが、就業不能の原因となった傷病は、お申込み時点においてご治療中の傷病であることが判明しました。

また、その傷病および治療内容はお申込み時に告知いただくべき重大な内容でしたが、その重大な内容について告知がなかったため、告知義務違反による解除手続きを行い、同時に保険金のお支払をお断りしました。

なお、ご治療の事実は、当時の主治医への面談および診断書を取得し、確認致しました。

(2) 失業信用費用保険

例① 免責事由該当

当保険は解雇や退職勧奨、勤務先の倒産などによる非自発的失業を保障させていただく保険ですが、退職事由が免責事由である「自己都合退職」と判明したため、お支払いをお断り致しました。

なお、「自己都合退職」については、ご勤務先からの証明および雇用保険の認定内容を参考に判断致しました。

例② 支払事由非該当

当保険では所定の条件を満たす失業状態の期間中にローンの返済日が到来した場合にお支払いの対象となりますが、返済日が到来する前に再就職されたために、お支払いをお断り致しました。

(3) 傷害保険

例① 支払事由非該当

当保険は急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対し、保険金が支払われる保険ですが、ご請求事由が疾病によるご入院であることが判明したため、お支払事由に該当しないと判断し、お支払いをお断り致しました。

3. 当社取扱い商品のご説明

【就業不能信用費用保険】

住宅ローン等のローンに付帯し、病気やケガによる就業不能状態に対し、月々の返済相当

額を保障する保険です。ローンの残高相当額を保障する悪性新生物診断給付金特約、急性心筋梗塞診断給付金特約、脳卒中診断給付金特約、債務繰上返済支援特約、入院時の一時的な費用を保障する就業不能時入院費用保障特約等、さまざまな特約の付帯が可能です。

【失業信用費用保険】

住宅ローン等のローンに付帯し、勤務先の倒産や解雇などの非自発的な理由による失業状態に対し、月々の返済相当額を保障する保険です。

【傷害保険】

急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対し、保険金が支払われる保険です。